

期限切れとなる設備投資減税

今年度中に期限切れとなる中小企業における主な設備投資減税の概要を以下に掲げます。経済界には期限の延長を求める声もありますが、政府としては廃止したいようで、これから本格的に議論される来年度の税制改正においてどのように政治決着されるか注目されます。しかし、廃止又は縮小される可能性のほうがどうも高いようです。これらは決算間際でも効果が大きいので、決算対策としても活用することができます。但し、いずれも重複しての適用はできませんので念のために。

	中小企業投資促進税制	I T 投資促進税制	小額減価償却資産の特例
対象企業	青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人等又は個人事業者	青色申告書を提出する資本金3億円以下の法人等又は個人事業者	青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人等又は個人事業者
対象設備 (いずれも新品で貸付用は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置で1台160万円以上(リースの場合総額210万円以上) ・特定の器具備品(電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、エアコンなど)で同種の年度内の合計額が120万円以上(リースの場合総額160万円以上) ・普通貨物自動車(3.5トン以上)など 	<ul style="list-style-type: none"> ・I T 機器等(電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリなど)で年度内の合計額が140万円以上(リースの場合総額200万円以上) ・ソフトウェアで70万円以上(リースの場合総額100万円以上) 	取得価額が1個当たり30万円未満の減価償却資産
特別償却	初年度：取得価額×30%	初年度：取得価額×50%	即時償却(全額損金・経費)
税額控除	取得価額×7%(税額の20%限度、1年間繰越可) ※資本金3000万円超法人は適用不可	取得価額×10%(税額の20%限度、1年間繰越可)	なし
リース税額控除	リース費用総額×60%×7% (税額の20%限度、1年間繰越可) ※リース期間が5年以上で耐用年数を超えないこと	リース費用総額×60%×10% (税額の20%限度、1年間繰越可) ※リース期間が4年以上で耐用年数を超えないこと	なし
取得対象期間	1998(平成10)年6月から2006(平成18)年3月まで	2003(平成15)年1月から2006(平成18)年3月まで	2003(平成15)年4月から2006(平成18)年3月まで

注)小額減価償却資産の特例を適用した場合において、10万円以上のものについては固定資産税(償却資産税)がかかります。なお、20万円未満のものであれば一括償却資産として3年で均等償却すれば、固定資産税はかかりません。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。